



第98回定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園
地下2階ピアリッジホール

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当社は、本年の株主総会において、様々な対策を実施いたします。

株主のみなさまにおかれましても、ご自身及び周囲への感染リスクを極力低減させるため、可能な限り当日のご出席を見合わせ、事前の書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使をご検討いただきますようお願いいたします。

ご出席の場合は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にもご配慮ください。

当日は、座席間の間隔を拡げることから、席数が例年より減少いたします。入場制限等を実施する場合がありますので、予めご了承願います。

また、円滑な議事進行により開催時間の短縮化に取り組みますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

北海道電力株式会社

（証券コード 9509）

目次

■ 第98回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
〈会社提案〉	
第1号議案 残余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件（1）	
第3号議案 定款一部変更の件（2）	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 9名選任の件	
第5号議案 監査等委員である取締役6名選任 の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額決定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額 決定の件	
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外 取締役を除く。）に対する業績連動型 株式報酬制度に係る報酬枠決定 の件	
〈株主提案〉	
第9号議案 定款一部変更の件（1）	
第10号議案 定款一部変更の件（2）	
第11号議案 定款一部変更の件（3）	
第12号議案 定款一部変更の件（4）	
第13号議案 定款一部変更の件（5）	
第14号議案 定款一部変更の件（6）	
第15号議案 定款一部変更の件（7）	
添付書類	
■ 事業報告	47
■ 連結計算書類・計算書類	69
■ 監査報告書	73

2022年6月7日

株 主 各 位

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
取締役社長 藤 井 裕

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第98回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご高覧くださ
いまして、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月27日（月曜日）
午後5時20分までに到着するよう折り返しご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時20分までに各議案に対する賛否をご入力ください。

◎重複行使の取り扱い

電磁的方法で複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとし、議決権行使書面による方法と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものいたします。

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

3. 会議の目的事項

報告事項 2021年度（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第8号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（1）
- 第3号議案 定款一部変更の件（2）
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役6名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠決定の件

<株主提案（第9号議案から第15号議案まで）>

- 第9号議案 定款一部変更の件（1）
- 第10号議案 定款一部変更の件（2）
- 第11号議案 定款一部変更の件（3）
- 第12号議案 定款一部変更の件（4）
- 第13号議案 定款一部変更の件（5）
- 第14号議案 定款一部変更の件（6）
- 第15号議案 定款一部変更の件（7）

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 代理人による議決権の行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~

◎次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock\\_info/stock\\_info-04.html](https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html)) に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は、本招集ご通知の添付書類とともに、監査役及び会計監査人の監査対象となっております。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

また、同ウェブサイトには事業報告についての説明動画を掲載しておりますので、ご覧ください。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hepco.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

6頁から46頁に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当社は、本年の株主総会において、様々な対策を実施いたします。株主のみなさまにおかれましても、感染リスクを極力低減させるため、可能な限り当日のご出席を見合わせ、事前の書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使をご検討いただきますようお願いいたします。

### 株主総会にご出席される場合

#### 1 ご出席



株主総会  
開催日時

**2022年6月28日（火曜日）午前10時開催**  
(受付開始予定時刻 午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席されない場合

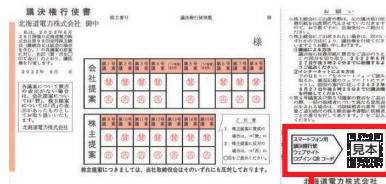
#### 2 郵送



行使期限

**2022年6月27日（月曜日）  
午後5時20分到着分まで**

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（同封の「記載面保護シール」をご利用ください。）



スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」・「パスワード」は裏面に記載されています。

#### 3 インターネット



行使期限

**2022年6月27日（月曜日）  
午後5時20分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイト  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>  
にアクセスしていただき、画面の案内に従って、  
各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください

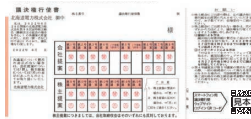


## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

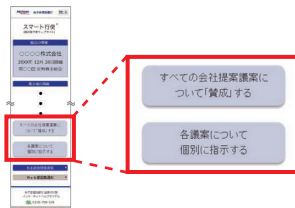
### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

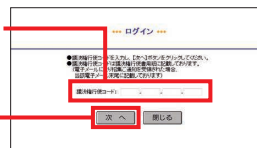
「次へすすむ」ボタンを押してください



- ② 招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力してください。

「議決権行使コード」を入力

「次へ」ボタンを押してください



- ③ 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」及び株主さまがご使用になる「新しいパスワード」を入力してください。

「パスワード」を入力

「登録」ボタンを押してください



- ④ 以降は画面の案内に従って議決権を行使してください。

- 【ご注意】\* 初回ログインの際に変更したパスワードについては、大切に保管してください。  
 \* パスワードは、一定回数以上間違えるとご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。  
 なお、パスワードのお電話等によるご照会には一切お答えできません。  
 \* インターネットに関する費用（プロバイダー接続料、通信料等）は、株主さまのご負担となります。  
 \* 「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【ご利用環境】インターネットのご利用環境によっては、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等による議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 受付時間 9:00~21:00 (年末年始を除く)

機関投資家のみなさまへ 当社株主総会における議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第8号議案まで）>

第1号議案から第8号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分につきましては、安定配当の維持を基本に、中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案して決定することとしております。

当年度の普通株式の配当金につきましては、昨年11月に中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますが、当年度の業績や財務状況及び今後の経営環境などを総合的に勘案いたしまして、期末配当金につきましても、中間配当金と同じく1株につき10円とさせていただきますと存じます。

また、B種優先株式の配当につきましては、定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

|               |                |
|---------------|----------------|
| 当社普通株式1株につき   | 金10円           |
| 総額            | 2,056,405,270円 |
| 当社B種優先株式1株につき | 金1,500,000円    |
| 総額            | 705,000,000円   |
| 合計総額          | 2,761,405,270円 |

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日



## 第2号議案 定款一部変更の件（1）

現行定款の一部を次により改めたいと存じます。

### 1. 変更の理由

当社は、電力システム改革の進展による電力小売事業の競争激化、カーボンニュートラルを視野に入れた脱炭素や技術の進展など、当社グループを取り巻く事業環境の大きな変化に対し、的確かつ迅速な対応が可能なガバナンス体制を構築するため、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。

移行により、取締役会は重要な業務執行の権限を取締役に委任し、意思決定及び業務執行の迅速化とガバナンスのさらなる向上を図るとともに、取締役会の中に監査等委員会を設置し、社外取締役の構成比を高めることにより、経営プロセスの透明性と監督機能の向上を図ってまいります。

このため、次のとおり現行定款の一部を変更するものであります。

#### (1) 機関設計の変更について

現行定款における「監査役」及び「監査役会」に関する規定を削除するとともに、「監査等委員」及び「監査等委員会」に関する規定を新設いたします。

#### (2) ガバナンス強化について

- a. 意思決定の迅速化を図るため、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役へ委任することができる旨規定いたします。
- b. 経営と執行の分離に向けて、役付取締役は会長のみを選定する旨を規定することとし、併せて会長の役割を明記いたします。また、新たに「執行役員」の章を設置し、業務執行の主体となる役付執行役員として社長以下を選定するものとし、社長執行役員が代表取締役を兼務する旨を規定いたします。

#### (3) その他変更

- a. 株主総会の招集者及び議長について、業務執行を統括する「社長」が務めることへ変更いたします。
- b. その他、上記の変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

### 2. 変更の内容

本議案における定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。変更の内容は次のとおりであります。



(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関)</p> <p>第4条 本公司は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/>(3) <u>監査役会</u><br/>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第8条 株主は、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本公司に請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 本公司は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め</u>、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主権行使の手続き、株式に関する取り扱い及び手数料については、法令又は定款の定めによるほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 本公司の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるときに、<u>会長又は社長が</u>、<u>取締役会決議に基づきこれを招集する</u>。</p> <p>2 <u>会長及び社長のいずれにも事故があるときは</u>、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 本公司は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第8条 株主は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程</u>に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本公司に請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定め</u>、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主権行使の手続き、株式に関する取り扱い及び手数料については、法令又は定款の定めによるほか、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 本公司の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるときに、<u>社長が</u><u>取締役会決議に基づきこれを招集する</u>。</p> <p>2 <u>社長に事故があるときは</u>、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会の議長)<br/>第14条 株主総会の議長は、<u>会長又は社長</u>がこれに任ずる。<br/>2 <u>会長及び社長のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(種類株主総会)<br/>第18条の2 種類株主総会は必要があるときに、<u>会長又は社長</u>が、<u>取締役会決議に基づきこれを招集する。</u></p> <p>(取締役の定員)<br/>第19条 本会社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。<br/>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)<br/>第20条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2 <u>増員のため又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u><br/>(新 設)</p> | <p>(株主総会の議長)<br/>第14条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに任ずる。<br/>2 <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(種類株主総会)<br/>第18条の2 種類株主総会は必要があるときに、<u>社長</u>が<u>取締役会決議に基づきこれを招集する。</u></p> <p>(取締役の定員)<br/>第19条 本会社の取締役は、<u>18名以内</u>とする。<br/>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)<br/>第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の構成及び招集)</p> <p>第22条 取締役会は、すべての取締役で組織する。</p> <p>2 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>がこれを招集する。<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>3 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の2日前までに発するものとする。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第23条 取締役会の議長は、<u>社長</u>がこれに任ずる。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第24条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、本会社の重要な業務執行を決定する。<br/>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、書面又は電磁的記録により議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名するものとする。</p> | <p>(取締役会の構成及び招集)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長</u>がこれを招集する。<u>会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>3 取締役会招集の通知は、各取締役に対して、会日の2日前までに発するものとする。ただし、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第23条 取締役会の議長は、<u>会長</u>がこれに任ずる。</p> <p>2 <u>会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、書面又は電磁的記録により議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名するものとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって、社長1名を選定し、なお副社長及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 社長及び副社長は、各自本会社を代表する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、前項のほか、本会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(<u>役付取締役の業務執行</u>)</p> <p>第28条 社長は、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を統括する。</p> <p>2 副社長及び常務取締役は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。</p> <p>3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。</p> <p>(<u>会長</u>)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議によって会長1名を選定することができる。</p> <p>2 会長は本会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を総理する。</p> <p>3 会長を選定した場合には、社長は会長を補佐し、本会社の業務執行を統括する。この場合には、第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第30条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に関する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> | <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって、<u>役付取締役として会長1名を選定することができる。</u></p> <p>2 会長は、本会社を代表する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、前項のほか、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、本会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に関する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の定員)</p> <p>第31条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の構成及び招集)</p> <p>第29条 監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。</p> <p>2 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対して、会日の2日前までに発するものとする。ただし、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第31条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、書面又は電磁的記録により議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名するものとする。</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>                                                                                  | (削 除) |
| <p>(監査役会の構成及び招集)</p> <p>第34条 監査役会は、すべての監査役で組織する。</p> <p>2 監査役会招集の通知は、各監査役に対して、会日の2日前までに発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>                                                                                  | (削 除) |
| <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                                                                                                             | (削 除) |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、書面又は電磁的記録により議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名するものとする。</p>                                                                                                           | (削 除) |
| <p>(常勤監査役及び常任監査役)</p> <p>第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>2 監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を選定することができる。</p>                                                                                                                            | (削 除) |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に関する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> | (削 除) |

| 現 行 定 款       | 変 更 案                                                                                          |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)         | 第6章 執行役員                                                                                       |
| (新 設)         | (執行役員の選任及び役付執行役員)                                                                              |
|               | 第33条 本会社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、本会社の業務を分担して執行させる。                                                 |
|               | 2 取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長1名を選定し、また、副社長、常務その他の役付執行役員を選定することができる。                               |
|               | 3 社長は、代表取締役を兼務し、会長とともに本会社を代表する。                                                                |
|               |                                                                                                |
| (新 設)         | (社長の職務)                                                                                        |
|               | 第34条 社長は、取締役会の決議に従い、本会社の業務執行を統括する。                                                             |
|               | 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の役付執行役員がその職務を代行する。                                     |
|               |                                                                                                |
| 第6章 会計監査人     | 第7章 会計監査人                                                                                      |
| 第39条 } (条文省略) | 第35条 } (現行どおり)                                                                                 |
| 第40条 }        | 第36条 }                                                                                         |
|               | 第8章 計 算                                                                                        |
| 第7章 計 算       |                                                                                                |
| 第41条 } (条文省略) | 第37条 } (現行どおり)                                                                                 |
| 第44条 }        | 第40条 }                                                                                         |
|               | 附 則                                                                                            |
| (新 設)         | (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)                                                               |
| (新 設)         | 第1条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第98回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 |



### 第3号議案 定款一部変更の件（2）

現行定款の一部を次により改めたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                       | 変 更 案                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 第3章 株主総会<br><br><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br>第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示したときは、株主に対して提供したものとす。 | 第3章 株主総会<br><br>(削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                                                                                                                           |
| (新 設)   | <p>附 則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件（1）」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役11名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下、本議案において「取締役」といいます。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者を決定するにあたり、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役です。填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。なお、保険料は、当社が全額負担しています。

| 候補者<br>番号      | 氏名                     | 取締役会<br>出席回数          | 性別 |
|----------------|------------------------|-----------------------|----|
| 1              | まゆみ あき ひこ<br>真 弓 明 彦   | 再任<br>14/14<br>(100%) | 男性 |
| 取締役会長          |                        |                       |    |
| 2              | ふじ い ゆたか<br>藤 井 裕      | 再任<br>14/14<br>(100%) | 男性 |
| 取締役社長 社長執行役員   |                        |                       |    |
| 3              | ふな ね しゆん いち<br>舟 根 俊 一 | 再任<br>13/14<br>(92%)  | 男性 |
| 取締役副社長 副社長執行役員 |                        |                       |    |
| 4              | せ お ひで お<br>瀬 尾 英 生    | 再任<br>14/14<br>(100%) | 男性 |
| 取締役 常務執行役員     |                        |                       |    |
| 5              | うえ の まさ ひろ<br>上 野 昌 裕  | 再任<br>14/14<br>(100%) | 男性 |
| 取締役 常務執行役員     |                        |                       |    |

| 候補者<br>番号                | 氏名                    | 取締役会<br>出席回数                      | 性別 |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------------------|----|
| 6                        | はら だ のり あき<br>原 田 憲 朗 | 再任<br>14/14<br>(100%)             | 男性 |
| 取締役 常務執行役員               |                       |                                   |    |
| 7                        | こ ばやし つよ し<br>小 林 剛 史 | 再任<br>14/14<br>(100%)             | 男性 |
| 取締役 常務執行役員               |                       |                                   |    |
| 8                        | さい とう すずむ<br>齋 藤 晋    | 再任<br>10/10<br>(100%)             | 男性 |
| 取締役 常務執行役員               |                       |                                   |    |
| 9                        | いち かわ しげ き<br>市 川 茂 樹 | 再任<br>社外<br>独立<br>14/14<br>(100%) | 男性 |
| 取締役<br>※社外取締役としての在任年数 6年 |                       |                                   |    |

- (注) 1. 各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。取締役会長、取締役社長及び取締役副社長は代表取締役であります。
2. 齋藤 晋氏の取締役会出席回数は、2021年6月25日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号

1

ま ゆみ あき ひこ  
真 弓 明 彦

(1954年5月7日生)

再任



所有する当社  
普通株式の数  
40,708株  
取締役会出席回数  
14 / 14  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1979年4月 当社入社
- 2012年6月 当社常務取締役 流通本部長
- 2014年1月 当社取締役副社長 流通本部長
- 2014年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
- 2014年9月 当社取締役社長 社長執行役員 流通本部長
- 2015年6月 当社取締役社長 社長執行役員
- 2019年6月 当社取締役会長 (現在にいたる)

### 重要な兼職の状況

北海道経済連合会会長 (2019年6月就任)

### 候補者とした理由

真弓明彦氏は、2014年より社長として当社の経営にあたり、2019年からは会長として変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。



所有する当社  
普通株式の数  
26,800株  
取締役会出席回数  
14 / 14  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1981年4月 当社入社
- 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長
- 2016年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
- 2018年4月 当社取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー社長
- 2019年6月 当社取締役社長 社長執行役員（現在にいたる）

### 候補者とした理由

藤井 裕氏は、2019年より社長に就任し、変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

3

ふな ね しゅん いち  
舟 根 俊 一

(1959年3月7日生)

再任



所有する当社  
普通株式の数  
13,200株

取締役会出席回数  
13 / 14  
(92%)

### 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2013年2月 当社原子力部部长
- 2014年6月 当社泊発電所長
- 2014年7月 当社執行役員 泊発電所長
- 2016年7月 当社上席執行役員 泊発電所長
- 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長
- 2021年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 原子力事業統括部長 (現在にいたる)

### 候補者とした理由

舟根俊一氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。2018年に取締役を選任され、泊原子力事務所長を務め、2021年には副社長に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。





所有する当社  
普通株式の数  
31,000株  
取締役会出席回数  
14/14  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2007年6月 当社事業推進部部长
- 2009年2月 北海道経済連合会出向
- 2015年1月 当社旭川支店長
- 2016年6月 当社監査役
- 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 地域産業経済担当
- 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 原子力監査室担当, 地域産業経済担当, コンプライアンス担当 (現在にいたる)

### 候補者とした理由

瀬尾英生氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。2016年に監査役を務めた後、2017年には取締役に選任されています。地域産業経済担当を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。



所有する当社  
普通株式の数  
12,300株  
取締役会出席回数  
14/14  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2011年7月 当社函館統括電力センター所長
- 2014年6月 当社工務部長
- 2015年7月 当社執行役員 工務部長
- 2016年6月 当社執行役員 企画部長
- 2017年7月 当社上席執行役員 企画部長
- 2018年4月 当社上席執行役員 経営企画室長
- 2018年7月 当社執行役員 経営企画室長
- 2019年6月 当社取締役 常務執行役員
- 2022年5月 当社取締役 常務執行役員 経営企画室・需給運用部・総合エネルギー事業部・再生可能エネルギー開発推進部・総合研究所担当（現在にいたる）

### 候補者とした理由

上野昌裕氏は、主に工務部門、企画部門での業務経験を有しています。2019年に取締役を選任され、経営企画室等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。



所有する当社  
普通株式の数  
9,000株  
取締役会出席回数  
14 / 14  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1985年4月 当社入社
- 2014年6月 当社配電部長
- 2016年7月 当社執行役員 配電部長
- 2017年6月 当社執行役員 人事労務部長
- 2018年6月 当社執行役員 人事労務部長  
株式会社ほくでんアソシエ取締役社長（2020年6月退任）
- 2018年7月 当社常務執行役員 人事労務部長
- 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐
- 2021年6月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・新得水力発電所建設所担当（現在にいたる）

### 候補者とした理由

原田憲朗氏は、主に配電部門での業務経験を有しています。2020年に取締役を選任され、水力部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

7

こ ばやし つよ し  
小 林 剛 史

(1961年9月19日生)

再任



### 略歴、地位及び担当

- 1984年4月 当社入社
- 2015年6月 当社企画部部长
- 2017年6月 当社経理部部长
- 2017年7月 当社執行役員 経理部部长
- 2019年7月 当社常務執行役員 経理部部长
- 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 秘書室・経理部・資材部担当  
(現在にいたる)

所有する当社  
普通株式の数  
8,200株  
取締役会出席回数  
14/14  
(100%)

### 候補者とした理由

小林剛史氏は、主に企画部門、経理部門での業務経験を有しています。2020年に取締役に選任され、経理部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。



所有する当社  
普通株式の数  
5,900株

取締役会出席回数  
10/10  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2015年6月 当社苫東厚真発電所長
- 2017年7月 当社執行役員 苫東厚真発電所長
- 2019年6月 当社執行役員 火力部長 北海道パワーエンジニアリング株式会社兼務出向
- 2019年7月 当社常務執行役員 火力部長 北海道パワーエンジニアリング株式会社兼務出向
- 2021年6月 当社取締役 常務執行役員 火力部・カイゼン推進室・情報通信部担当 (現在にいたる)

### 候補者とした理由

齋藤 晋氏は、主に火力部門での業務経験を有しています。2021年に取締役を選任され、火力部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 齋藤 晋氏の取締役会出席回数は、2021年6月25日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。



所有する当社  
普通株式の数  
16,200株  
取締役会出席回数  
14/14  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

1974年4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会（現在にいたる）

2012年6月 当社監査役

2016年6月 当社取締役（現在にいたる）

### 重要な兼職の状況

弁護士

### 候補者とした理由及び期待される役割の概要

市川茂樹氏は、2012年より社外監査役を務めた後、2016年より社外取締役を務めており、弁護士としての豊富な経験・識見を背景として、法務、コンプライアンス・リスクマネジメントをはじめとする幅広い見地から、取締役会等において、当社経営に対する多様かつ適切な発言をいただいております。また、人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 市川茂樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年となります。
2. 市川茂樹氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、市川茂樹氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。

## 第5号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件（1）」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（以下、本議案において「監査等委員」といいます。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員候補者を決定するにあたり、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものいたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役です。填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。なお、保険料は、当社が全額負担しています。

| 候補者<br>番号 | 氏名                                | 取締役会<br>出席回数    | 監査役会<br>出席回数    | 性別 | 候補者<br>番号 | 氏名                                                            | 取締役会<br>出席回数    | 監査役会<br>出席回数    | 性別 |
|-----------|-----------------------------------|-----------------|-----------------|----|-----------|---------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|----|
| 1         | あき 秋 田 耕 児<br>新任                  | 14/14<br>(100%) | 12/12<br>(100%) | 男性 | 4         | なり 成 田 教 子<br>新任<br>社外<br>独立<br>監査役<br>※社外監査役としての在任年数 6年      | 14/14<br>(100%) | 12/12<br>(100%) | 女性 |
| 2         | おお の 大 野 ひろし 浩<br>新任              | 14/14<br>(100%) | 12/12<br>(100%) | 男性 | 5         | たけ うち 竹 内 いわお 巖<br>新任<br>社外<br>独立<br>監査役<br>※社外監査役としての在任年数 1年 | 9/10<br>(90%)   | 10/10<br>(100%) | 男性 |
| 3         | は せ が わ 長 谷 川 淳<br>新任<br>社外<br>独立 | 14/14<br>(100%) | 12/12<br>(100%) | 男性 | 6         | う かい 鶯 飼 みつ 子<br>新任<br>社外<br>独立<br>取締役<br>※社外取締役としての在任年数 4年   | 14/14<br>(100%) | —               | 女性 |

(注) 1. 各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。  
2. 竹内 巖氏の出席回数は、2021年6月25日の監査役就任以降に開催された取締役会及び監査役会への出席回数を記載しております。





所有する当社  
普通株式の数

13,900株

取締役会出席回数

14 / 14

(100%)

監査役会出席回数

12 / 12

(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1981年4月 当社入社
- 2006年3月 当社企画部電力市場取引室長
- 2007年10月 当社営業部次長
- 2009年4月 当社工務部中央給電指令所長
- 2012年4月 当社工務部系統運用グループリーダー
- 2013年9月 当社工務部部长
- 2015年6月 当社総合研究所長
- 2015年7月 当社執行役員 総合研究所長
- 2017年6月 当社監査役
- 2018年6月 当社常任監査役（現在にいたる）

### 候補者とした理由

秋田耕児氏は、2017年に監査役に選任され、2018年には常任監査役に就任し、取締役の職務執行を監査しています。電気事業全般に精通しており、豊富な業務経験のほか、監査役（常勤）としての実績を踏まえ、監査等委員である取締役への選任をお願いするものです。

- (注) 1. 秋田耕児氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、秋田耕児氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。



所有する当社  
普通株式の数  
8,100株

取締役会出席回数  
14/14  
(100%)

監査役会出席回数  
12/12  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1984年4月 当社入社
- 2006年3月 当社企画部経営企画グループリーダー
- 2009年4月 当社釧路支店営業部長
- 2011年12月 当社総務部企業行動室長
- 2016年6月 当社北見支店長
- 2017年7月 当社執行役員 北見支店長
- 2018年4月 当社執行役員 送配電カンパニー札幌支店長 (2020年3月退任)
- 2020年4月 北海道電力ネットワーク株式会社執行役員 札幌支店長 (2020年6月退任)
- 2020年6月 当社監査役
- 2021年6月 当社常任監査役 (現在にいたる)

### 候補者とした理由

大野 浩氏は、2020年に監査役に選任され、2021年には常任監査役に就任し、取締役の職務執行を監査しています。電気事業全般に精通しており、豊富な業務経験のほか、監査役（常勤）としての実績を踏まえ、監査等委員である取締役への選任をお願いするものです。

- (注) 1. 大野 浩氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、大野 浩氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。



### 略歴、地位及び担当

- 1971年4月 北海道大学工学部講師
- 1985年4月 同 工学部教授
- 1997年4月 同 大学院工学研究科教授 (2004年3月退任)
- 2004年4月 函館工業高等専門学校校長 (2009年3月退任)
- 2009年4月 北海道情報大学学長
- 2013年4月 同 顧問 (2014年3月退任)
- 2013年6月 当社監査役 (現在にいたる)

所有する当社  
普通株式の数  
3,700株

取締役会出席回数  
14 / 14  
(100%)

監査役会出席回数  
12 / 12  
(100%)

### 候補者とした理由及び期待される役割の概要

長谷川 淳氏は、2013年より社外監査役を務めています。学識経験者として豊富な経験と幅広い識見を有しており、2013年6月就任以降、取締役会や監査役会において、専門的な知識を背景として適切な意見等を表明いただいております。また、人事・報酬諮問委員会 (当社が任意で設置する取締役会の諮問機関) の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である取締役への選任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 長谷川 淳氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 長谷川 淳氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって9年となります。
3. 長谷川 淳氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、長谷川 淳氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。



所有する当社  
普通株式の数  
0株

取締役会出席回数  
14 / 14  
(100%)

監査役会出席回数  
12 / 12  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

1979年4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会（現在にいたる）

2014年12月 北海道労働委員会会長（2016年11月退任）

2016年6月 当社監査役（現在にいたる）

### 重要な兼職の状況

弁護士

### 候補者とした理由及び期待される役割の概要

成田教子氏は、2016年より社外監査役を務めています。弁護士として豊富な経験と幅広い識見、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、2016年6月就任以降、取締役会や監査役会において、コーポレートガバナンスに関する意見等を表明いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である取締役への選任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 成田教子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 成田教子氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年となります。
3. 成田教子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、成田教子氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。



所有する当社  
普通株式の数  
700株

取締役会出席回数  
9/10  
(90%)

監査役会出席回数  
10/10  
(100%)

## 略歴、地位及び担当

1981年4月 株式会社北洋相互銀行（現 株式会社北洋銀行）入行  
2012年6月 同 執行役員 釧路中央支店長  
2013年11月 同 執行役員 融資第一部審議役  
2014年6月 同 常務執行役員  
2016年6月 同 常務取締役  
2019年6月 同 取締役副頭取（現在にいたる）  
2021年6月 当社監査役（現在にいたる）

## 重要な兼職の状況

株式会社北洋銀行取締役副頭取

## 候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹内 巖氏は、2021年より社外監査役を務めています。株式会社北洋銀行の役員として豊富な経営経験と幅広い識見を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、2021年6月就任以降、取締役会や監査役会において、コーポレートガバナンスに関する意見等を表明いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である取締役への選任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 竹内 巖氏の出席回数は、2021年6月25日の監査役就任以降に開催された取締役会及び監査役会への出席回数を記載しております。
2. 竹内 巖氏は、株式会社北洋銀行の取締役副頭取であり、当社は同社株式の5.96%を保有しております。同社は当社株式の4.97%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.4%程度となっております。
3. 竹内 巖氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 竹内 巖氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は、竹内 巖氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。
6. 竹内 巖氏は、2022年6月28日付で株式会社北洋銀行の取締役副頭取を退任し、同社の常勤監査役に就任する予定です。



### 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助手（1985年3月退任）
- 1985年4月 群馬女子短期大学助教授（1991年3月退任）
- 1991年4月 武蔵丘短期大学助教授（2001年3月退任）
- 2001年4月 北海道教育大学大学院教育学研究科教授
- 2018年4月 同 名誉教授（現在にいたる）
- 2018年6月 当社取締役（現在にいたる）

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 所有する当社<br>普通株式の数 | 8,300株            |
| 取締役会出席回数         | 14 / 14<br>(100%) |
| 監査役会出席回数         | —                 |

### 候補者とした理由及び期待される役割の概要

鶯飼光子氏は、2018年より社外取締役を務めており、学識経験者としての豊富な経験・識見を背景として、専門分野に留まらない幅広い見地から、取締役会等において、当社経営に対する多様かつ適切な発言をいただいております。また、人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である取締役への選任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 鶯飼光子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 鶯飼光子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。
3. 鶯飼光子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、鶯飼光子氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。

<ご参考：取締役候補者のスキル・マトリックス>

取締役候補者の有する知見・経験は次のとおりです。

取締役（候補者）の多様性

| 氏名    | 当社における地位         | 特に期待する分野      |    |      |             |    |      |     |
|-------|------------------|---------------|----|------|-------------|----|------|-----|
|       |                  | 企業経営・<br>経営戦略 | 販売 | 事業開発 | 技術・<br>研究開発 | 法務 | 財務会計 | ESG |
| 真弓 明彦 | 代表取締役<br>会長      | ●             | ●  |      |             |    |      | ●   |
| 藤井 裕  | 代表取締役<br>社長執行役員  | ●             | ●  |      | ●           |    |      |     |
| 舟根 俊一 | 代表取締役<br>副社長執行役員 | ●             |    |      | ●           |    |      | ●   |
| 瀬尾 英生 | 代表取締役<br>副社長執行役員 |               |    | ●    |             | ●  |      | ●   |
| 上野 昌裕 | 取締役<br>常務執行役員    | ●             | ●  | ●    |             |    |      |     |
| 原田 憲朗 | 取締役<br>常務執行役員    | ●             | ●  |      | ●           |    |      |     |
| 小林 剛史 | 取締役<br>常務執行役員    | ●             | ●  |      |             |    | ●    |     |
| 齋藤 晋  | 取締役<br>常務執行役員    |               |    | ●    | ●           |    |      | ●   |
| 市川 茂樹 | 取締役              |               |    |      |             | ●  | ●    | ●   |
| 秋田 耕児 | 取締役<br>監査等委員（常勤） |               | ●  | ●    | ●           |    |      |     |
| 大野 浩  | 取締役<br>監査等委員（常勤） | ●             | ●  |      |             | ●  |      |     |
| 長谷川 淳 | 取締役<br>監査等委員     |               |    | ●    | ●           |    |      | ●   |
| 成田 教子 | 取締役<br>監査等委員     |               |    |      |             | ●  | ●    | ●   |
| 竹内 巖  | 取締役<br>監査等委員     | ●             |    | ●    |             |    | ●    |     |
| 鵜飼 光子 | 取締役<br>監査等委員     |               |    | ●    | ●           |    |      | ●   |



**第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件**

当社の現在の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において月額5,000万円以内とご決議いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件（1）」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬額に代え、取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下、本議案において「取締役」といいます。）の新たな報酬額は、取締役の職務と責任及び今後の構成の変動などを考慮して月額3,400万円以内（うち社外取締役は月額400万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役1名）となります。

また、当社としては、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されることを条件として変更を予定している取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本招集ご通知64頁をご参照ください。）とも合致しており、取締役の職務と責任等を考慮し相当であると考えております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

**第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

第2号議案「定款一部変更の件（1）」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役（以下、本議案において「監査等委員」といいます。）の報酬額は、取締役の職務と責任を考慮して月額1,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員は6名（うち社外取締役は4名）となります。

また、当社としては、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されることを条件として決定することを予定している監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本招集ご通知65頁をご参照ください。）とも合致しており、取締役の職務と責任を考慮し相当であると考えております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠決定の件

当社は、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただきました（以下、「原決議」といいます。）。第2号議案「定款一部変更の件（1）」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬枠は廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）（以下、本議案において「取締役」といいます。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認いただきたいと思います。

### <提案の理由及び本議案を相当とする理由>

本議案は、原決議と同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めることを目的とするものであります。

この報酬枠は、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で設定するものです。

第2号議案「定款一部変更の件（1）」をご承認いただくことに伴い変更を予定している取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本招集ご通知64頁をご参照ください。）とも合致しており、当社としては、本議案の内容は相当であると考えております。

本制度の詳細につきましては、下記の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

現時点において、本制度の対象となる取締役は9名ですが、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は8名となります。

また、取締役を兼務しない常務執行役員についても本制度の対象とする予定です。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

### <本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容>

#### 1. 本制度の概要

本制度は、信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）が、当社が拠出する金銭を原資として当社株式を取得し、取締役に対し、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

## 2. 信託金額

当社は、2022年3月期から2024年3月期までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）及びその後の3事業年度ごとの期間を対象として本制度を導入しております。取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において139,000,000円を上限とした資金を本信託に拠出し、これを原資として、本信託は当社株式258,000株を上限に取得することとしました。なお、2021年8月20日に第三者割当による自己株式の処分を行い、129,774,000円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託として存続させることとします。

また、当初対象期間経過後、当社は、原則として3事業年度ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うため、本信託に対して、必要な株式数を取得するための資金を追加拠出します。

## 3. 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により実施します。

## 4. 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役に、事業年度ごとに、役員株式給付規程に基づき業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与します。取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定した86,000ポイントを上限とします。

取締役に付与されるポイントは、下記5.の当社株式等の給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合、合理的な調整を行います。）。

下記5.の当社株式等の給付にあたり基準となる取締役のポイント数は、原則として、当該取締役に退任時まで付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

## 5. 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、「確定ポイント数」に応じた数の当社株式等について、本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会決議において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合には、取締役会の決議により給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないことがあります。

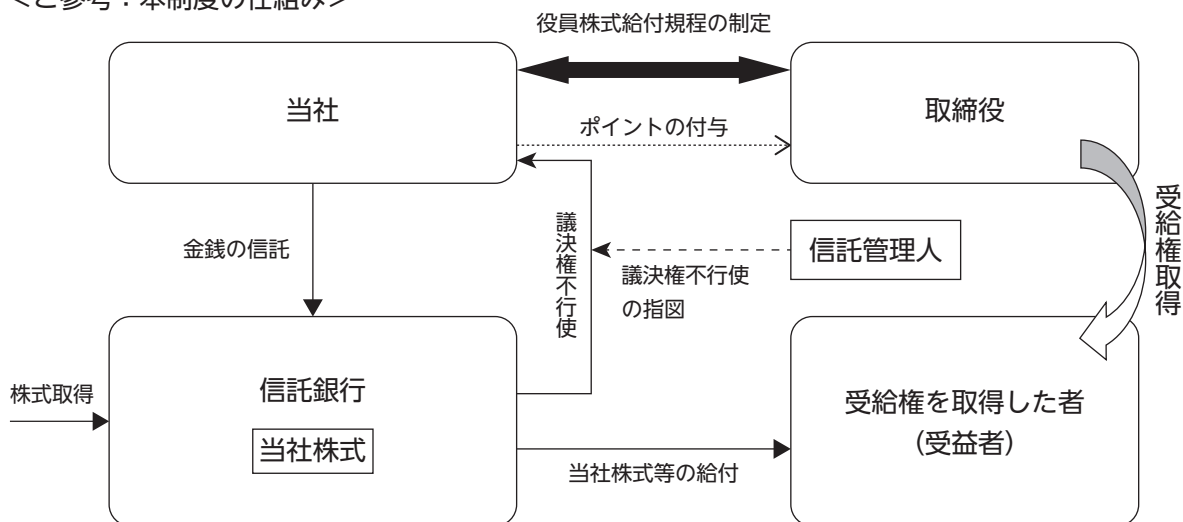
## 6. 報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役が付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株あたりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、合理的な調整を行います。）とします。

## 7. 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権については、当社経営への中立性を確保するため、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。

### <ご参考：本制度の仕組み>



## <株主提案（第9号議案から第15号議案まで）>

第9号議案から第15号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（33名）の議決権の数は、615個であります。

〔提案を受けた各議案の内容及び提案の理由は、原文のまま記載しています。〕

### 第9号議案 定款一部変更の件（1）

#### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

第9章 原子力に頼らないカーボンニュートラル（低炭素社会）の実現

第41条 原子力に頼らないカーボンニュートラル（低炭素社会）を実現する

#### ▼提案の理由

放射性物質を排出するというマイナスを認めつつ、それでも尚、原子力発電事業が会社経営にとって、また消費者である北海道民、全てのステイクホルダーに対し、損失よりも利の多い事業内容であり会社が掲げる企業理念を支えることを立証する責任が求められている。

本会社は原子力発電事業が他の発電方法に比較して、発電時だけでなくバックエンド回収（廃炉や放射性廃棄物の処理）を含めても炭酸ガス排出削減に寄与することをステイクホルダーに証明する義務がある。

本会社は、原子力発電が発電事業として有用であることを示すため、損益分岐の根拠を株主に提示し、原発が他発電システムに比較して、どれほど会社にとって有用な発電事業であるかを説明しなければならない。

上記について明らかにできないときは、プルサーマル、国が奨める小型モジュール発電炉などの新規設置を含むすべての原子力発電事業を中止する。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

国が策定した第6次エネルギー基本計画において、原子力は、運転時に温室効果ガスの排出がなく、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要な電源と位置付けています。

原子力は、発電所の建設・廃棄や燃料の採掘・輸送・加工・廃棄物処理を含めたサプライチェーン全体のCO<sub>2</sub>排出量において、再生可能エネルギーと同様に低い水準とされています。この特性に加えて、原子力は燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有することから、当社としても北海道の電力供給やCO<sub>2</sub>削減において、重要な役割を果たしていくものと考えています。また、再稼働後は火力発電所の燃料費などの低減効果が大きく、当社の収支・財務の改善に寄与するものと考えています。

当社は、昨年公表した『ほくでんグループ「2050年カーボンニュートラル」を目指して』において、2050年の北海道におけるエネルギー全体のカーボンニュートラルの実現に最大限挑戦していくことを表明しています。再生可能エネルギーの導入拡大や安全性の確保を大前提にした泊発電所の再稼働、火力発電所の脱炭素化などにより、発電部門からのCO<sub>2</sub>排出ゼロを目指すとともに、電化の拡大や水素の利活用などを推進していきます。

さらに、オール北海道での幅広い連携や協働に努め、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献していきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

## 第10号議案 定款一部変更の件（2）

### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

第10章 原子力発電設備の点検を、第三者（社外）を含めて厳格に実施

第42条 原子力発電設備の点検を、第三者（社外）を含めて厳格に実施する

### ▼提案の理由

泊原発は、2012/5に3号機が停止して以来、10年以上経過し、営業運転技術の継承が止まっている。その間、機器の故障も発生している。

2018/9胆振東部地震直後のブラックアウトで、震源から120km以上離れた泊原発は、全ての外部電源を喪い、非常用ディーゼル発電機を起動して使用済み核燃料プールの冷却を実施した。同年11月、泊発電所3号機で点検していた非常用ディーゼル発電機が起動しない事象が発生。

2019/10泊原発からの気体廃棄物の放出量を1988年以来、30年以上の誤報告を公表。

2021/10原子力規制委の審査会合に5年前の資料を提出した。

2022/2藤井裕社長は、原子力規制委への説明終了時期が1年近く遅れる見通しを示し、本会社の技術やマンパワーの不足に言及した。

2022/3/2泊3号機の非常用ディーゼル発電機過給機タービン入口ケースの傷について公表。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

2020年4月から運用開始された原子力発電所の安全確保に関する新たな検査制度では、発電設備の点検を含む保安活動について、事業者が安全確保に関する一義的責任を果たすとともに自主的、継続的に安全性向上を図ることが求められています。

泊発電所における不適切事象についても、当社は、それぞれの事象を重く受け止め原因究明を行い、再発防止対策を策定し、実施しています。そのうえで、必要に応じて、外部の専門家の意見を踏まえながら、根本原因分析を実施して安全文化や組織風土などを含めた組織要因を深掘りし、再発防止対策をより確実なものとしています。

加えて、この検査制度においては、原子力規制庁の検査官が、泊発電所における保安活動全般について、必要とする情報や場所に常時、自由にアクセスできる環境下で監視・監督しています。

当社は今後も継続した業務品質の向上、泊発電所のさらなる安全性向上に努めていきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。



▼議案の内容

以下の章を新設する。

第11章 放射性トリチウムを環境に放出しない

第43条 放射性トリチウムが無害と証明できないならば、泊原発から環境に放出しない

▼提案の理由

泊原発は、放射性物質トリチウムを過去25年で計570兆ベクレル海洋放出（2014年時点）してきた。本会社は、トリチウムの放出について「管理基準値を十分下回っており、人体影響が非常に小さい」としている。これに対し、放射線の専門家は「水の形で体内に取り込まれたトリチウムは内部被曝の原因になり、影響がないとは言い切れない」と反論している。

放射性物質に汚染された塵や水の拡散による周辺地域の大气，水又は土壌の汚染による人の健康や生活環境に対する被害は、大気汚染，水質汚濁又は土壌汚染の典型7公害に該当する。

環境基本法では、汚染者負担原則があり、公害物質排出事業者による健康被害への損害賠償を定めている。

本会社のHPでは、100mSv未満の放射線の影響について、ガンのリスクの増加を証明することは難しいとし、無害を証明していない。放射能の影響には閾値は無い。いかなる放射能汚染レベルでも健康被害がおきる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

泊発電所において、海洋放出するトリチウムは、法令で定める濃度の基準及び国の認可を受けた「原子炉施設保安規定」で定める放射線量の基準をいずれも大幅に下回っています。

泊発電所から1年間に放出されるトリチウム放出量に基づいて、泊発電所周辺に住んでいる方々の被ばく線量を評価すると、外部被ばく・内部被ばく合計で年間0.001mSvを下回る値となり、法令で定められた一般公衆の年間の線量限度である1mSvよりはるかに小さい値となります。

また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会の2016年報告書では、自然界で生成された又は原子炉施設などから放出されたトリチウムが水や食品などとして体内に取り込まれた場合、取り込まれている間は内部被ばくによる放射線の影響を受けるものの、体内で蓄積・濃縮されず、放射線のエネルギーも弱いなどの特徴があり、疫学的調査の結果でも健康への影響が生じる証拠はないとされています。

当社はトリチウムの管理について、今後も関係法令や規定を遵守し、厳格に行っていきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第12章 原子力防災を強化

第44条 原子力防災を強化する

▼提案の理由

様々な情報通信技術や通信機器によって支えられているが、非常時に期待通りの機能を確保出来るとは限らない。

「北海道胆振東部地震」をきっかけに長時間に広範囲で大規模停電するという経験をした北海道では、無線基地局のバッテリー切れによって次々通話・通信手段を失い不安と混乱が広がった。

様々な災害や非常事態に加え原子力発電所において過酷事故が重なった場合、たとえ一時的であれ本会社および原子力発電所における連絡手段を失うことは、さらに問題を悪化させる可能性がある。

あらゆる事態に備え情報伝達手段を再確認し確実に確保することは、原子力発電所を抱える本会社としての責務と考える。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

台風や地震などの異常な自然災害や重大な設備事故が発生した際、当社は「非常事態対策組織」を編成し、設備被害の最小化を図り早期の復旧に努めます。

また、原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害が発生した際、泊発電所内に「原子力災害対策本部」を設置し、放射性物質の拡散防止など、災害の拡大防止に努めます。

原子力災害対策本部と本店との通信連絡設備については、それぞれ独立した有線・無線通信を各2回線、衛星通信1回線を独自に構築しています。また、これらの通信連絡設備に対して、外部電源を喪失した場合においても電源を絶やすことのないよう、複数の非常用電源を確保しています。加えて、これらの通信連絡設備や非常用電源について、定期的な点検を行い健全性を確認するとともに、各種訓練の中で操作方法の確認・習熟を図っています。

以上の対策により原子力災害時における社内の通信連絡手段の信頼性を確保するとともに、国及び関係自治体との連携や道民のみなさまへの適切な情報発信を行います。

当社は今後も原子力災害に対する緊急時対応のさらなる充実・強化に向けて、継続的に取り組んでいきます。

したがいまして、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。



▼議案の内容

以下の章を新設する。

第13章 本社発電事業全体として炭酸ガス排出削減に寄与

第45条 本社発電事業全体として炭酸ガス排出削減に寄与する

▼提案の理由

本社は脱炭素を進める旨定めている。その達成手段として再生可能エネルギー（以下、再エネと略）普及と石炭火力廃止を掲げているが、長期目標だけでは実効性に乏しい。

再エネも環境負荷はあり、メガソーラーやメガ風車は、緑地破壊や低周波公害などが指摘されている。急激な再エネ普及は弊害も伴う。再エネ拡大も石炭火力廃止も必要性を認めつつ、2030年までではなく2050年まで等、時間をかけて転換していくことを提案する。

石炭火力も一気に廃止はせず、まずコンバインドサイクル方式などへの高効率化を行う。再エネの非効率を克服するための蓄電装置や送電線を増強し、道民の健康や環境への負荷を最小限に抑えて徐々に再エネを主電源に転換する。原子力や石炭火力関連の雇用を徐々に再エネ関連へと移していく現実的計画を作成して脱炭素を進める。

いくら時間をかけてと言っても、10万年も隔離が必要な核ゴミを出す原発は論外である。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社は、昨年公表した『ほくでんグループ「2050年カーボンニュートラル」を目指して』において、2050年の北海道におけるエネルギー全体のカーボンニュートラルの実現に最大限挑戦していくことを表明しています。具体的には、再生可能エネルギーの導入拡大や安全性の確保を大前提にした泊発電所の再稼働、火力発電所の脱炭素化などにより、発電部門からのCO<sub>2</sub>排出ゼロを目指していきます。

さらに、オール北海道での幅広い連携や協働に努め、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献していきます。

また、再生可能エネルギーの導入拡大にあたっては、地域の生活環境や自然環境と調和した事業運営を行っていきます。

将来的な安定供給の維持やさらなる再生可能エネルギーの導入には、出力変動を補う調整力、需要や供給力の急変時に周波数の変動を緩和する慣性力などを有する火力発電所が引き続き重要な役割を果たします。このため、火力発電所の脱炭素化に貢献する、水素・アンモニア燃焼などの新技術の開発について検討を進めていきます。また、経年化した非効率な火力発電所については、安定供給を確保したうえで休廃止を進めていきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第14章 相談役、顧問の廃止

第46条 相談役、顧問を廃止する。（副会長、参与など役割の不透明な有償役職を設けない）

▼提案の理由

顧問、相談役等の役職は、報酬を支払いながら開示せず、役割も曖昧で、旧トップの不祥事の避難場所や院政を続ける温床となることが株主や海外投資家から疑問視されている。多くの国内企業が顧問・相談役制度を廃止している。

2018年に東京証券取引所は「上場企業が顧問や相談役の役割を開示する制度」を設けた。2021年度の当社コーポレートガバナンス報告書では、相談役は置いていないが、取締役会を退任した5名が無償の名誉顧問となっている。

原子力発電に関連する不祥事や、経営不振に至った責任を問われるべき人物が顧問に就いている。

取締役退任後も会社運営に影響を与え続けることは甘受できない。本会社が今後、相談役や顧問を置かないことを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社では、相談役の制度はありませんが、経営層が必要に応じて指導・助言を得ることを目的として、会長・社長経験者に対し、原則として、勤務のない無報酬の名誉顧問を委嘱しております。

名誉顧問が地域社会・経済への貢献、ひいては当社の企業価値向上への貢献を目的として社外活動に従事する必要がある場合には、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会で審議のうえ、取締役会決議により顧問として選任することがあります。顧問は原則として、当社での勤務はなく無報酬です。

名誉顧問、顧問のいずれも、当社の取締役会その他の会議体には出席することはなく、経営層からの報告なども実施しておらず、経営のいかなる意思決定にも関与しないこととしております。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、現在、無報酬の名誉顧問は3名おりますが、顧問はおりません。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第15章 取締役および顧問への報酬の個別開示

第47条 役員報酬・賞与その他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する。

第48条 有償の顧問（相談役等の特別な役職）に対する報酬について会計年度内に遅延なく公表する。

▼提案の理由

この議案は、第89回定時株主総会より5年連続で提案し、毎回10%を超える無視できない賛成を得、昨年（第97回定時株主総会では（最高の22.33%）を得ている。

毎年の会計報告書には役員報酬は役員総数に対して総額でしか提示されていない。

会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし、株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。また、公益企業である北海道電力の社会的責任の重さを鑑みれば、個々の役員報酬や有償の顧問など特別な役職の報酬を開示すべきである。

経営上の悪化を理由にここ数年、株主配当が無配または、5～10円程度の低い配当が続いている。役員報酬は、経営状況に応じて決めるべきものである。経営不振が続く状況下においても役員には少なからぬ金額が支給されている。無配・低額配当を甘受し続けている一株主の立場として、経営責任のある役員及び顧問それぞれの報酬の開示を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

取締役の基本報酬については、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会決議により一任を受けた取締役会長及び取締役社長が、当該審議を踏まえ、各人の支給額を決定しています。

また、取締役の業績連動型株式報酬については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、各人の支給株式数などを決定しています。

監査役の報酬は、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、各人の支給額を監査役の協議により決定しています。

さらに、社内取締役、社内監査役、社外取締役及び社外監査役それぞれについて、支給される報酬等の総額及び員数を事業報告及び有価証券報告書に記載しています。報酬等の総額を員数で除することにより、それぞれの報酬額の平均が容易にわかるようになっており、取締役会としては、その多寡を判断するうえで十分な開示をしていると考えます。

取締役及び監査役は、株主さまから付託された役割を果たすべく、当社の使命である北海道の電力の安定供給確保をはじめとした事業運営に関わる業務執行及びその監査など、それぞれの職務に忠実に取り組んでおり、相応の報酬を支給することは必要かつ適切であると考えます。また、当社は業績などに鑑み、取締役賞与の不支給や取締役及び監査役の年間報酬額の減額の実施を継続しています。

なお、現在、無報酬の名誉顧問は3名おりますが、顧問はおりません。

したがいまして、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

以上

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

2021年度のが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きもありましたが、年度末に向けてはウクライナ情勢の悪化もあり、その動きに弱さがみられました。北海道経済についても、個人消費の持ち直しの動きに弱さがみられるなど、全国よりも厳しい状況が続いています。

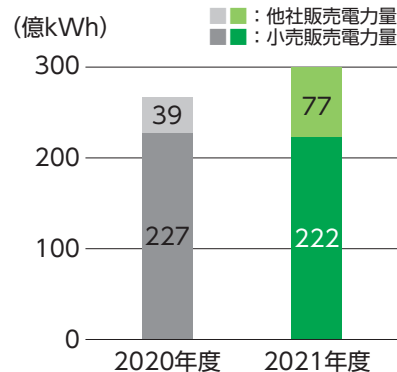
当社においては、泊発電所の停止が長期化しており、主力である電力小売で激しい競争が続いています。また、国際情勢の変化により燃料価格が高騰するなど、経営環境は厳しさを増しています。このような状況のもと、当社は、電力販売におけるサービスの充実やアライアンスの拡大による販売活動の強化をはじめとする収入拡大やカイゼン活動・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進などによる費用低減を通じた経営基盤の強化に取り組んできました。

当年度の小売販売電力量は、積極的な営業活動を展開いたしましたが、引き続き厳しい競争環境にあることや気温の影響による暖房需要の減少などから、前年度に比べ2.3%減の221億65百万キロワット時となりました。

他社販売電力量は、卸販売が好調であったことなどから、前年度に比べ99.1%増の77億5百万キロワット時となりました。

当年度の連結決算の営業収益（売上高）は、卸販売が好調であったことや燃料価格の上昇に伴う燃料費調整額の増加などにより、前年度に比べ782億10百万円増の6,634億14百万円となり、営業外収益を加えた経常収益は、799億13百万円増の6,668億14百万円となりました。

### ■販売電力量



経常利益は、発電設備に係る修繕費の減少や好調な卸販売などによる増加はありましたが、前年度の寒波の影響や燃料価格の上昇などにより、前年度に比べ273億20百万円減の138億30百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の減少に加え、インバランス収支還元損失\*を特別損失に計上したことなどにより、前年度に比べ292億90百万円減の68億64百万円となりました。

※ インバランス収支還元損失

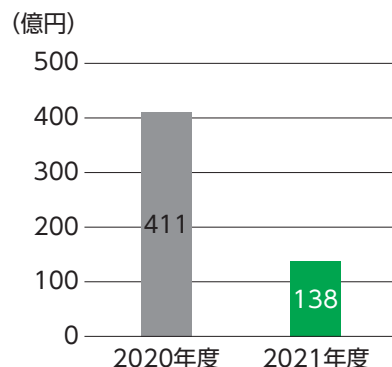
電力は常に需要と供給のバランスを保つ必要があり、小売電気事業者の発電と需要の計画に対して差異が生じた場合には、一般送配電事業者は、小売電気事業者へ電力を供給したことに伴う料金（インバランス料金）を小売電気事業者に負担いただいております。

昨年1月にインバランス料金が高騰し、料金単価が一定水準を超える事象が発生いたしました。その超えた部分につきまして、同年12月に開催された国の審議会での取りまとめ結果などを踏まえ、小売電気事業者が今後もお客さまに安定的に電力をお届けできる事業環境を支えるため、一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク株式会社は、小売電気事業者の将来の託送料金から減額することといたしました。

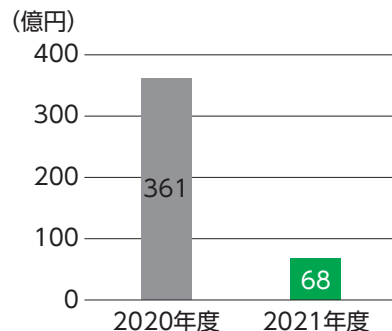
この措置に伴う小売電気事業者への託送料金の減額につきましては、臨時的な措置であることから、その見込額を特別損失に計上しております。

なお、事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

## ■経常利益



## ■親会社株主に帰属する当期純利益



(1) 北海道電力

営業収益（売上高）は、前年度に比べ592億62百万円増の5,979億34百万円となり、経常利益は、発電設備に係る修繕費の減少や好調な卸販売などによる増加はありましたが、前年度の寒波の影響や燃料価格の上昇などにより、前年度に比べ242億26百万円減の120億円となりました。

(2) 北海道電力ネットワーク

営業収益（売上高）は、前年度に比べ242億26百万円増の2,679億99百万円となり、経常損益は、北海道エリアの需要が低位で推移するなか、カイゼン活動の積極的な推進をはじめ、経営全般にわたる効率化に努めましたが、需給調整に係る費用が増加したことなどにより、44億44百万円の経常損失となりました。

(3) その他

営業収益（売上高）は、前年度に比べ32億89百万円減の1,363億31百万円となり、経常利益は、主に電気通信事業の携帯電話事業者への回線提供収入が増加したことなどにより、前年度に比べ32億19百万円増の79億65百万円となりました。

|           |             | (百万円)    |
|-----------|-------------|----------|
|           |             | 2021年度   |
| 営業収益（売上高） |             | 663,414  |
|           | 北海道電力       | 597,934  |
|           | 北海道電力ネットワーク | 267,999  |
|           | その他         | 136,331  |
|           | 事業間の内部取引消去  | △338,851 |
| 経常損益      |             | 13,830   |
|           | 北海道電力       | 12,000   |
|           | 北海道電力ネットワーク | △4,444   |
|           | その他         | 7,965    |
|           | 事業間の内部取引消去  | △1,690   |

当年度の普通株式の配当金につきましては、昨年11月に中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますが、当年度の業績や財務状況及び今後の経営環境などを総合的に勘案し、期末配当金につきましても、中間配当金と同じく1株につき10円とし、年間20円の配当を実施したいと存じます。

また、優先株式の配当につきましては、定款の定めに従い実施したいと存じます。

## 2. 対処すべき課題

【ほくでんグループが中長期で目指す姿】

2020年4月、ほくでんグループは「ほくでんグループ経営ビジョン2030」を定め、その達成に向けて取り組みを開始しました。

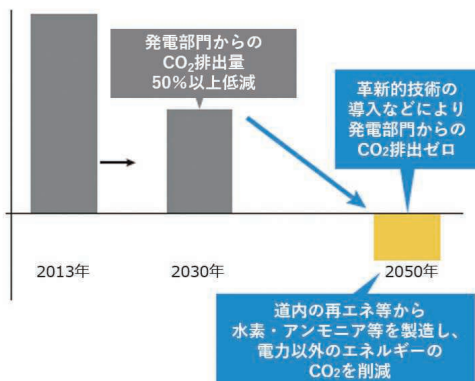
<「ほくでんグループ経営ビジョン2030」における利益・財務・環境目標>

| 項目                  | 2030年度までに目指す目標                                               |
|---------------------|--------------------------------------------------------------|
| 連結経常利益              | 第Ⅰフェーズ（泊発電所の再稼働前）：230億円以上/年<br>第Ⅱフェーズ（泊発電所の全基再稼働後）：450億円以上/年 |
| 連結自己資本比率            | 15%以上を達成し、さらなる向上を目指す                                         |
| CO <sub>2</sub> 排出量 | 発電部門からのCO <sub>2</sub> 排出量を2013年度比で50%以上低減（△1,000万t以上/年）     |

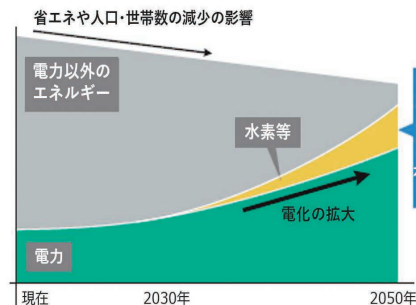
また、昨年4月、脱炭素化に向けた取り組みとして『ほくでんグループ「2050年カーボンニュートラル」を目指して』を公表しました。「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の環境目標をより一層深化させ、2050年の北海道におけるエネルギー全体のカーボンニュートラルの実現に最大限挑戦していきます。その実現に向けては、再生可能エネルギーの導入拡大や泊発電所の早期再稼働、火力発電所の脱炭素化などに取り組み「発電部門からのCO<sub>2</sub>排出ゼロ」を目指すとともに、カーボンニュートラルを電力需要拡大の好機と捉え、電化の流れを創出し、グループワイドでの収入拡大につなげていきます。

さらに、オール北海道での幅広い連携や協働に努め、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献していきます。

### ◆ 将来のCO<sub>2</sub>排出量削減のイメージ



### ◆ 将来のエネルギー需要のイメージ



『ほくでんグループ「2050年カーボンニュートラル」を目指して』につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。





## 【2022年度の取り組み事項】

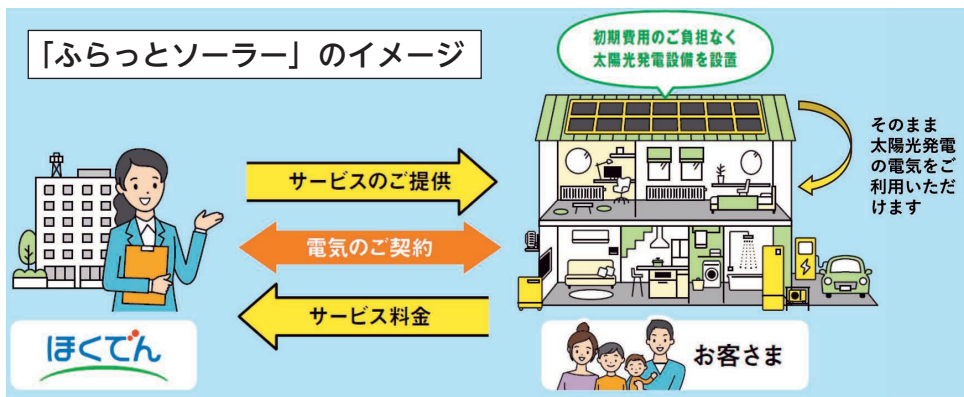
### (1) 経営基盤の強化

#### ① 収入拡大に向けた取り組み

新電力との競争が厳しさを増すなかでも多くのお客さまに「ほくてん」をお選びいただけるよう、電気と都市ガスで多様な料金プランをご用意するとともに、他企業とのアライアンスを積極的に進め、総合エネルギー企業としてお客さまのエネルギーに関するさまざまなご期待に応えていきます。

ご家庭向けには、従来からお客さまのニーズやライフスタイルに合わせた多様な料金プラン（エネとくS・M・Lプランなど）をご用意しています。足元ではエネルギー価格が高騰している状況であり、お客さまのご負担軽減につながりますので、引き続き積極的におすすめしていきます。

また、戸建住宅を新築されるお客さまを対象に、初期費用のご負担なしに太陽光発電設備を設置いただけるサービス「ふらっとソーラー」を開始しました。太陽光発電と相性の良い「蓄電池」「エコキュート」「EV（電気自動車）充電設備」といった機器利用のオプションを設け、省エネ・クリーン・安心・快適な「スマート電化住宅」をご提案し、電化を拡大していきます。



法人のお客さま向けには、エネルギーの調達から運転・保守、管理までを一括して提供するESP（エネルギーサービスプロバイダ）事業や、100%再生可能エネルギー由来の電力をお届けする「カーボンFプランプレミアム」などの環境対応型料金プランのご提案により、エネルギー利用の効率化やRE100\*への対応といった、お客さまのご要望にお応えするトータルソリューションサービスを展開していきます。

電力卸分野においては、卸電力市場や相対卸契約の積極的な活用によって販売機会を増やしていきます。

また、本年4月からEVのカーシェアリング実証事業を実施するなど、EVの普及拡大に向けた取り組みを推進していきます。

※ RE100：企業が事業活動に必要な電力の100%を再生可能エネルギーで賄うことを目指す枠組み。



## ② 効率化・費用低減に向けた取り組み

2018年にカイゼン活動を導入して以降、ほくでんグループ全体で2,000件以上のプロジェクトを展開しています。カイゼン活動による高い効果が期待できる、発電所における大型工事や大量の定型作業などのプロジェクトを確実に推進し、さらなる効率化・費用低減を実現していきます。

また、本年2月、経済産業省が定める認定制度に基づきDX認定\*を取得しました。デジタル技術を活用した業務の高度化・効率化を図るとともに、カイゼン活動との相乗効果を高め、デジタル化による効果の最大化を目指します。

※ DX認定：「デジタルによって自らのビジネスを変革する準備ができている状態（DX-Ready）」であることが確認できた企業に与えられる国の認定。北海道に本社を置く企業として当社が初めて取得。



DX認定事業者が使用可能となる  
「DX認定制度」のロゴマーク

## (2) 再生可能エネルギーの導入拡大・水素社会の構築に向けた取り組み

ほくでんグループは「ほくでんグループ経営ビジョン2030」において、2030年までに30万kW以上の再生可能エネルギー電源を新たに開発することを目標にしています。再生可能エネルギーの開発に関する専任組織を本年5月に設置し、風力、地熱、バイオマスなどの電源開発に向けた取り組みを加速していきます。

昨年10月、道南地域の水力発電所を効率的にリプレースし、その後の発電事業を長期安定的に行うため、三菱商事株式会社とのアライアンス事業を実施することとし、貴重な水資源の有効活用に努めていきます。加えて、本年3月、苫小牧東部地域における木質バイオマス発電事業に参画しました。

水素の利活用に向けては、昨年7月、当社の提案により「北海道水素事業プラットフォーム」を設立しました。また、本年3月、水の電気分解による水素製造装置に関する事業が、経済産業省資源エネルギー庁の補助事業として採択されました。この装置は、再生可能エネルギー電源の出力変動を吸収する技術として注目されています。当社は、道内外の企業と連携し、水素サプライチェーン構築の早期実現、将来的には北海道が国産クリーン水素活用のパイオニアになることを目指していきます。



苫小牧市のバイオマス発電所  
(2025年4月運転開始予定：イメージ図)

## (3) 泊発電所の早期再稼働と安全性向上

原子力発電は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有するとともに、技術的に確立した脱炭素電源としてカーボンニュートラルの実現に向けて最大限貢献する重要な基幹電源です。

昨年7月、泊発電所の新規規制基準の適合性審査において、当社が最優先課題と位置づけてきた「発電所敷地内断層の活動性評価」について、原子力規制委員会から「おおむね妥当な検討がなされている」との評価をいただきました。引き続き、その他の主要な審査項目も含めて、総力をあげて取り組み、安全性の確保を大前提とした泊発電所の早期再稼働に向け対応を進めていきます。

福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、地震や津波などの自然現象によって、電源や冷却設備などの原子力発電所の安全を守る機能が失われることのないよう、多重・多様な安全対策を進めています。また、それでも炉心が損傷するような、設計の想定を超える重大事故は起こりうるとの考え方に立ち、重大事故発生に備えた設備の設置やそれらの設備を用いた継続的な訓練にも取り組んでいます。「世界最高水準の安全性」の実現に向け、自らの活動の評価・改善を重ね、北海道のみならず全国から信頼していただける発電所を目指していきます。

#### (4) 電力の安定供給確保に向けた取り組み

S+3E（安全性の確保を大前提に、エネルギーの安定供給，経済効率性，環境適合）の観点からバランスの取れた，競争力のある電源構成の構築に取り組むとともに，2050年のカーボンニュートラルを見据えた電源構成の検討を進めていきます。

送配電事業を担う北海道電力ネットワーク株式会社においては，レジリエンス（災害等に対する回復力・復元力）を強化し，安定供給の確保と再生可能エネルギーの接続拡大を両立する次世代型電力ネットワークの構築に向けて取り組んでいくとともに，北海道と本州を結ぶ長距離海底直流送電に関する国の検討についても，技術的課題などの検討に協力していきます。

#### (5) ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組み

ほくでんグループは「人間尊重・地域への寄与・効率的経営」の経営理念のもとで持続的な成長を続けていくために，あらゆる業務執行においてESGをより重視していきます。

発電における脱炭素化，エネルギー需要における電化拡大による需給両面の取り組みにより，カーボンニュートラルの実現に向けて最大限挑戦するとともに，CO<sub>2</sub>排出量の削減方策など環境関連情報を積極的に開示し，ステークホルダーのみなさまとの対話を推進していきます。

北海道の発展こそがほくでんグループの事業基盤になるとの認識に立ち，地域課題の克服や経済活性化などに取り組み，自治体や地域の企業と連携する「共創」の取り組みを通じて新たなビジネスにつなげていきます。当社は，大樹町がロケット射場に関連する製造・研究開発，観光業など，幅広い産業の集積を目指して推進する「北海道スペースポート（HOSPO）構想」へ，出資などを通じて参画しています。



HOSPOのイメージ図

本年3月，道内企業としては初めて経済産業省と東京証券取引所による「健康経営銘柄2022」に選定されました。また，女性活躍推進をはじめとするダイバーシティ推進の取り組みなどを通じて，従業員の能力を最大限発揮できる職場環境づくりに取り組んでいきます。

「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に則り，ステークホルダーのみなさまに適時・適切な情報開示を行うとともに，グループを取り巻く環境変化への的確な対応を念頭に，業務執行の機動性に優れ，経営プロセスの透明性が向上するなどの利点がある「監査等委員会設置会社」への移行を本年株主総会の議案として上程しており，透明・公正かつ迅速果断な意思決定を支えるコーポレートガバナンスのさらなる充実に努めます。

「2022年度 ほくでんグループ経営計画の概要」につきましては，当社ウェブサイトに掲載しております。



株主のみなさまにおかれましては，引き続き，ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資の状況

#### (1) 設備投資総額

| 区 分         | 金額(百万円) |
|-------------|---------|
| 北海道電力       | 40,464  |
| 北海道電力ネットワーク | 39,125  |
| その他         | 8,879   |
| 事業間の内部取引消去  | △ 1,284 |
| 合 計         | 87,185  |

#### (2) 運転を開始した主な設備

##### 変電設備

| 名 称                | 電圧( kV ) | 出力( kVA ) |
|--------------------|----------|-----------|
| 留 辺 薬 変 電 所 (容量変更) | 187      | 100,000   |

(注) 留辺薬変電所の容量変更は、出力60,000 k V Aの変圧器2台を撤去し、100,000 k V Aの変圧器を設置するものです。

#### (3) 建設中の主な設備

##### 発電設備

| 名 称                           | 出力( kW ) |
|-------------------------------|----------|
| (水力)<br>京 極 発 電 所 3 号 機 (新 設) | 200,000  |

##### 送電設備

| 名 称            | 電圧( kV ) | 亘長( km ) |
|----------------|----------|----------|
| 北 幌 延 線 (一部昇圧) | 187      | 69       |

(注) 北幌延線の一部昇圧は、100 k Vから187 k Vに昇圧するものです。

##### 変電設備

| 名 称                | 電圧( kV ) | 出力( kVA ) |
|--------------------|----------|-----------|
| 西 中 川 変 電 所 (新 設)  | 187      | 200,000   |
| 北 江 別 変 電 所 (容量変更) | 187      | 150,000   |

(注) 北江別変電所の容量変更は、出力100,000 k V Aの変圧器を撤去し、150,000 k V Aの変圧器を設置するものです。

#### (4) 建設準備中の主な設備

##### 発電設備

| 名 称                          | 出力( kW )  |
|------------------------------|-----------|
| (LNG)<br>石狩湾新港発電所2,3号機 (新 設) | 569,400×2 |

#### 4. 資金調達の状況

|                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) 社 債         |            |
| 発行額             | 700億円      |
| 償還額             | 400億円      |
| (2) 借入金         |            |
| 借入額             | 1,895億円    |
| 返済額             | 2,215億7百万円 |
| (3) コマーシャル・ペーパー |            |
| 発行額             | 850億円      |
| 償還額             | 950億円      |

#### 5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 年 度                | 2018年度    | 2019年度    | 2020年度    | 2021年度<br>(当年度) |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 営 業 収 益<br>(売上高) (百万円)   | 630,298   | 603,693   | 585,203   | 663,414         |
| 経 常 利 益<br>(百万円)         | 30,181    | 32,640    | 41,150    | 13,830          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円) | 22,357    | 26,720    | 36,155    | 6,864           |
| 1 株当たり当期純利益<br>(円)       | 101.93    | 123.16    | 169.09    | 26.57           |
| 総 資 産 額<br>(百万円)         | 1,954,981 | 1,959,060 | 2,001,650 | 1,992,879       |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用に伴い、「電気事業会計規則」が改正され、2021年度の期首から再生可能エネルギー固定価格買取制度に関する影響額について収益・費用計上の対象外となります。これに伴い、2018年度、2019年度及び2020年度に係る営業収益(売上高)については、当該変更を遡及適用した後の数値としています。

## 6. 主要な事業内容

当社は、発電・小売電気事業及びガス供給事業等を営んでおり、また、子会社である北海道電力ネットワーク株式会社は、一般送配電事業、離島における発電事業等を営んでいます。その他の関係会社は、発電、一般送配電、電気の小売に関する事業及び情報通信等の事業を営んでいます。

## 7. 重要な子会社等の状況

| 会社名                        | 資本金<br>(百万円) | 議決権の<br>所有割合 (%) | 主要な事業内容                 |
|----------------------------|--------------|------------------|-------------------------|
| 【連結子会社】<br>北海道電力ネットワーク株式会社 | 10,000       | 100.00           | 一般送配電事業、離島における発電事業      |
| 北海道電気工事株式会社                | 1,730        | 55.81            | 電気・電気通信工事               |
| 北電興業株式会社                   | 95           | 100.00           | 不動産の総合管理、土木・建築工事        |
| 北海道パワーエンジニアリング株式会社         | 1,660        | 100.00           | 電力の販売、発電所の定期点検・保守・補修工事  |
| 苫東コールセンター株式会社              | 5,000        | 59.30            | 海外炭の受入れ・保管・払出し          |
| ほくでんエコエナジー株式会社             | 1,860        | 100.00           | 電力の販売                   |
| ほくでんサービス株式会社               | 50           | 100.00           | 電力量計の検針、料金請求、省エネの提案     |
| 北海道総合通信網株式会社               | 5,900        | 100.00           | 電気通信事業                  |
| ほくでん情報テクノロジー株式会社           | 200          | 100.00           | 情報処理システムの企画・設計、ソフトウェア開発 |
| 北海道電力コクリエーション株式会社          | 50           | 100.00           | 小売電気事業                  |
| 【持分法適用関連会社】<br>石狩LNG栈橋株式会社 | 240          | 50.00            | LNG燃料の受入設備の賃貸           |

## 8. 主要な事業所

### (1) 当社の主要な事業所

- a. 本店 (札幌市)
- b. 支社 東京支社 (東京都千代田区)
- c. 発電所

水力発電所 (出力50,000kW以上)

雨竜発電所 (名寄市)、豊平峡発電所 (札幌市)、滝里発電所 (芦別市)、新冠発電所、高見発電所 (新ひだか町)、京極発電所

火力発電所 (出力200,000kW以上)

砂川発電所、奈井江発電所、苫小牧発電所、伊達発電所、苫東厚真発電所 (厚真町)、知内発電所、石狩湾新港発電所 (小樽市)

原子力発電所

泊発電所

## (2) 重要な子会社等の主要な事業所

## 【連結子会社】

- a. 北海道電力ネットワーク株式会社 本店（札幌市）
- b. 北海電気工事株式会社 本店（札幌市）
- c. 北電興業株式会社 本店（札幌市）
- d. 北海道パワーエンジニアリング株式会社 本店（札幌市）  
苫小牧共同火力発電所
- e. 苫東コールセンター株式会社 本店（苫小牧市）
- f. ほくでんエコエナジー株式会社 本店（札幌市）
- g. ほくでんサービス株式会社 本店（札幌市）
- h. 北海道総合通信網株式会社 本店（札幌市）
- i. ほくでん情報テクノロジー株式会社 本店（札幌市）
- j. 北海道電力コクリエーション株式会社 本店（札幌市）

## 【持分法適用関連会社】

- a. 石狩LNG棧橋株式会社 本店（札幌市）

## 9. 従業員の状況

| 従業員数    | 前年度末比増減 |
|---------|---------|
| 10,226名 | -277名   |

(注) 従業員数は、当社及び連結子会社の就業人員を記載しています。

## 10. 主要な借入先

| 借入先          | 借入金残高（百万円） |
|--------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 149,000    |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 98,534     |
| 日本生命保険相互会社   | 59,085     |
| 株式会社北洋銀行     | 48,325     |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 46,486     |

## Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| <b>1. 発行可能株式総数</b> | 4億9,500万株      |
| (発行可能種類株式総数)       |                |
| (1) 普通株式           | 4億9,500万株      |
| (2) B種優先株式         | 470株           |
| <b>2. 発行済株式総数</b>  | 2億1,529万2,382株 |
| (内訳)               |                |
| (1) 普通株式           | 2億1,529万1,912株 |
| (2) B種優先株式         | 470株           |
| <b>3. 株 主 数</b>    |                |
| (1) 普通株式           | 69,844名        |
| (2) B種優先株式         | 2名             |



## 4. 大 株 主

### (1) 普通株式

| 株 主 名                                 | 持 株 数<br>(千株) | 持株比率<br>(%) |
|---------------------------------------|---------------|-------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)              | 30,191        | 14.68       |
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行                       | 10,215        | 4.97        |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )   | 7,251         | 3.53        |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                   | 7,231         | 3.52        |
| 北 海 道 電 力 従 業 員 持 株 会                 | 5,344         | 2.60        |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                     | 4,226         | 2.05        |
| 株 式 会 社 北 海 道 銀 行                     | 4,131         | 2.01        |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社               | 4,048         | 1.97        |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 4 ) | 3,210         | 1.56        |
| 那 須 功                                 | 2,852         | 1.39        |

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式9,651,385株を控除して計算しています。

### (2) B種優先株式

| 株 主 名                   | 持 株 数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|-------------------------|--------------|-------------|
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 400          | 85.11       |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 70           | 14.89       |

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名    | 地位                | 担当                                | 重要な兼職の状況       |
|-------|-------------------|-----------------------------------|----------------|
| 真弓明彦  | 取締役会長             |                                   | 北海道経済連合会会長     |
| 藤井裕   | 取締役社長<br>社長執行役員   |                                   |                |
| 氏家和彦  | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | 内部監査室・環境室・人事労務部・総務部担当             |                |
| 舟根俊一  | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | 原子力事業統括部長                         |                |
| 瀬尾英生  | 取締役<br>常務執行役員     | 原子力監査室担当, 地域産業経済担当, コンプライアンス担当    |                |
| 上野昌裕  | 取締役<br>常務執行役員     | 経営企画室・需給運用部・総合エネルギー事業部・総合研究所担当    |                |
| 原田憲朗  | 取締役<br>常務執行役員     | 原子力事業統括部長補佐, 水力部・土木部・新得水力発電所建設所担当 |                |
| 小林剛史  | 取締役<br>常務執行役員     | 秘書室・経理部・資材部担当                     |                |
| 齋藤晋   | 取締役<br>常務執行役員     | 火力部・カイゼン推進室・情報通信部担当               |                |
| 市川茂樹  | 取締役               |                                   | 弁護士            |
| 鵜飼光子  | 取締役               |                                   |                |
| 秋田耕児  | 常任監査役<br>(常勤)     |                                   |                |
| 大野浩   | 常任監査役<br>(常勤)     |                                   |                |
| 長谷川淳子 | 監査役               |                                   | 弁護士            |
| 成田教   | 監査役               |                                   | 株式会社北洋銀行取締役副頭取 |
| 竹内巖   | 監査役               |                                   |                |

- (注) 1. 取締役会長、取締役社長及び取締役副社長は代表取締役です。
2. 取締役のうち市川茂樹、鶴飼光子は社外取締役です。
3. 監査役のうち長谷川 淳、成田教子、竹内 巖は社外監査役です。
4. 取締役 市川茂樹、鶴飼光子及び監査役 長谷川 淳、成田教子、竹内 巖につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
5. 2021年6月25日、齋藤 晋は取締役 常務執行役員に、竹内 巖は監査役に、それぞれ新たに就任しました。
6. 2021年6月25日、阪井一郎、松原宏樹は取締役を任期満了により退任し、藤井文世は監査役を辞任しました。
7. 2021年6月25日、舟根俊一は取締役 常務執行役員から取締役副社長 副社長執行役員に就任しました。
8. 監査役 成田教子は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
9. 監査役 竹内 巖は、銀行業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
10. 監査役 竹内 巖の兼職先と当社の関係は次のとおりです。
- ・当社は、株式会社北洋銀行の株式の5.96%を保有しています。同社は当社株式の4.97%を有する株主であり、当社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.4%程度となっています。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しています。

## 3. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しています。当該保険の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社1社の取締役及び監査役です。填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

なお、保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しています。

#### 4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する2021年4月28日開催の取締役会において決定方針を決議しました。

b. 決定方針の内容の概要

決定方針の内容の概要は、下記のとおりです。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、各取締役の職責や成果等を踏まえるとともに、業績と企業価値との連動を図り、持続的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、また、社外取締役の報酬は、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、以下の方針により決定します。

1. 構成について

- ・当社取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、賞与（短期業績連動報酬）及び株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しています。
- ・社外取締役の報酬は、基本報酬のみとします。

2. 基本報酬について

- ・基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において個人別支給額を審議します。その後、取締役会長及び取締役社長が、取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

3. 業績連動報酬について

(1) 賞与（短期業績連動報酬）について

- ・賞与（短期業績連動報酬）については、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、特定の指標に拠らず、各事業年度の業績の内容を総合的に勘案したうえで、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において支給の是非及び個人別支給額を審議します。また、支給する場合は、株主総会決議を得た後、取締役会長及び取締役社長が、取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

(2) 株式報酬（中長期業績連動報酬）について

- ・株式報酬（中長期業績連動報酬）については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、支給株式数等を決定します。この支給株式数は、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定されます。付与するポイントは、配当の有無に応じて定まるポイント及び業績に連動するポイントからなり、業績に連動するポイントは、連結経常利益を指標とし、「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の利益目標である連結経常利益230億円/年を目標値として、その達成度に応じて確定します。なお、目標値に達しない場合は、当該事業年度のポイントは付与しません。

4. 基本報酬の額、賞与（短期業績連動報酬）の額及び株式報酬（中長期業績連動報酬）の額の割合について

- ・基本報酬と株式報酬（中長期業績連動報酬）の支給割合は、目標達成時においてそれぞれ9割程度、1割程度とし、賞与（短期業績連動報酬）を支給する場合、その報酬全体に占める割合は、職責及び業績等を総合的に勘案して決定します。

なお、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行が承認可決された場合には、下記のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針へ改定する予定です。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、各取締役の職責や成果等を踏まえるとともに、業績と企業価値との連動を図り、持続的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、また、社外取締役の報酬は、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、以下の方針により決定します。

#### 1. 構成について

- ・取締役の報酬は、基本報酬、賞与（短期業績連動報酬）及び株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しています。
- ・社外取締役については、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、基本報酬のみとします。

#### 2. 基本報酬について

- ・基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において個人別支給額を審議します。その後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

#### 3. 業績連動報酬について

##### (1) 賞与（短期業績連動報酬）について

- ・賞与（短期業績連動報酬）については、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、特定の指標に拠らず、各事業年度の業績の内容を総合的に勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において支給の是非及び個人別支給額を審議します。また、支給する場合は、株主総会決議を得た後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

##### (2) 株式報酬（中長期業績連動報酬）について

- ・株式報酬（中長期業績連動報酬）については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、支給株式数等を決定します。具体的には、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定されます。付与するポイントは、配当の有無に応じて定まるポイント及び業績に連動するポイントとします。業績に連動するポイントは、連結経常利益を指標とし、「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の利益目標である連結経常利益230億円/年を目標値として、その達成度に応じて確定します。なお、目標値に達しない場合は、当該事業年度のポイントは付与しません。

#### 4. 基本報酬の額、賞与（短期業績連動報酬）の額及び株式報酬（中長期業績連動報酬）の額の割合について

- ・基本報酬と株式報酬（中長期業績連動報酬）の支給割合は、目標達成時においてそれぞれ9割程度、1割程度とし、賞与（短期業績連動報酬）を支給する場合、その報酬全体に占める割合は、職責及び業績等を総合的に勘案して決定します。

c. 当年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
 取締役の個人別の報酬等の内容は、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において原案と決定方針との整合性を確認し、取締役会として基本的にその内容を踏まえて決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しています。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当年度においては、2021年6月25日開催の取締役会の委任決議に基づき取締役会長 真弓明彦及び取締役社長 藤井 裕が取締役の個人別の具体的な報酬額を決定しています。その権限を両氏に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには最も適している地位にあるからです。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ています。

(3) 監査役の報酬に係る決定方針

決定方針の内容は、下記のとおりです。

監査役の報酬は、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定します。

なお、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行が承認可決された場合には、下記のとおり監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を制定する予定です。

監査等委員である取締役の報酬は、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保します。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定します。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額  |              |                  |              |                     |              |
|-------------------|-----------------|-------------|--------------|------------------|--------------|---------------------|--------------|
|                   |                 | 金銭報酬        |              |                  |              | 非金銭報酬               |              |
|                   |                 | 基本報酬        |              | 賞与<br>(短期業績連動報酬) |              | 株式報酬<br>(中長期業績連動報酬) |              |
|                   |                 | 支給員数<br>(名) | 支給額<br>(百万円) | 支給員数<br>(名)      | 支給額<br>(百万円) | 支給員数<br>(名)         | 支給額<br>(百万円) |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 301             | 11          | 290          | —                | —            | 9                   | 11           |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | 54              | 2           | 54           | —                | —            | —                   | —            |
| 社外取締役             | 16              | 2           | 16           | —                | —            | —                   | —            |
| 社外監査役             | 24              | 4           | 24           | —                | —            | —                   | —            |



- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでいます。
2. 当年度に係る賞与につきましては、支給しないこととしました。
3. 2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において決議された報酬限度額は次のとおりです。
- |     |           |
|-----|-----------|
| 取締役 | 月額50百万円以内 |
| 監査役 | 月額11百万円以内 |
- 当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は5名です。
4. 2007年4月26日開催の取締役会において、退職慰労金の廃止を決議しています。
5. 株式報酬（中長期業績連動報酬）は、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において月額報酬とは別枠として、連続する3事業年度に当社が信託に拠出する金額は139百万円を上限とし、取締役に付与される1年あたりのポイント数の合計は86,000ポイントを上限とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は9名です。中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識を高めるため、「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の利益目標である連結経常利益230億円/年の達成状況及び株主への配当状況を業績指標としております。また、報酬額は、当該事業年度の費用計上額を記載しています。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 主な活動状況

- ・取締役 市川茂樹は、当年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
- ・取締役 鵜飼光子は、当年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っています。
- ・監査役 長谷川 淳は、当年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っています。
- ・監査役 成田教子は、当年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
- ・監査役 竹内 巖は、2021年6月25日就任以来開催の取締役会10回のうち9回に、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に会社役員の経験から発言を行っています。

### (2) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役 市川茂樹は、弁護士としての豊富な経験・識見を背景として、法務、コンプライアンス・リスクマネジメントをはじめとする幅広い見地から、取締役会等において、経営戦略、財務・会計など法務分野に留まらない多様かつ適切な発言を行っています。また、人事・報酬諮問委員会においても取締役の報酬制度や役員構成について有益な意見を述べるなど、監督機能を果たしています。
- ・取締役 鵜飼光子は、学識経験者としての豊富な経験・識見を背景として、専門分野に留まらない幅広い見地から、取締役会等において、企業価値向上の観点からステークホルダーの視点に立った率直な意見を述べるなど、多様かつ適切な発言を行っています。また、人事・報酬諮問委員会においても取締役の報酬制度について有益な意見を述べるなど、監督機能を果たしています。

## Ⅳ 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

| 区 分       | 監査証明業務に基づく報酬<br>(百万円) | 非監査業務に基づく報酬<br>(百万円) |
|-----------|-----------------------|----------------------|
| 当 社       | 48                    | 1                    |
| 連 結 子 会 社 | 69                    | 0                    |
| 計         | 118                   | 2                    |

(注) 1. 当社及び一部の連結子会社では、会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的に区分できないため、これらの合計額を監査報酬としているものがあります。

このため、監査証明業務に基づく報酬の額には、当該合計額等を記載しています。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務を委託しています。

また、連結子会社は、会計監査人に対して、一般送配電事業者が作成する超過利潤計算書等に対する合意された手続業務を委託しています。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要がある場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。



---

招集ご通知

---

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・  
計算書類

---

監査報告書

---

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

2022年3月31日現在

| 資 産 の 部                    |                  | 負債及び純資産の部                    |                  |
|----------------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| 科 目                        | 金 額              | 科 目                          | 金 額              |
|                            | 百万円              |                              | 百万円              |
| <b>固 定 資 産</b>             | <b>1,763,847</b> | <b>固 定 負 債</b>               | <b>1,378,184</b> |
| <b>電 気 事 業 固 定 資 産</b>     | <b>1,163,594</b> | 社 債                          | 710,000          |
| 水 力 発 電 設 備                | 202,852          | 長 期 借 入 金                    | 512,453          |
| 汽 力 発 電 設 備                | 187,553          | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 37,040           |
| 原 子 力 発 電 設 備              | 148,664          | 資 産 除 去 債 務                  | 108,388          |
| 送 電 設 備                    | 179,494          | そ の 他                        | 10,302           |
| 変 電 設 備                    | 105,698          |                              |                  |
| 配 電 設 備                    | 292,648          | <b>流 動 負 債</b>               | <b>327,329</b>   |
| 業 務 設 備                    | 40,363           | 1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債  | 118,105          |
| その他の電気事業固定資産               | 6,318            | 短 期 借 入 金                    | 44,500           |
| <b>そ の 他 の 固 定 資 産</b>     | <b>57,530</b>    | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 60,167           |
| <b>固 定 資 産 仮 勘 定</b>       | <b>183,841</b>   | 未 払 税 金                      | 8,405            |
| 建 設 仮 勘 定                  | 166,238          | そ の 他                        | 96,151           |
| 除 却 仮 勘 定                  | 146              |                              |                  |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定            | 17,456           | <b>引 当 金</b>                 | <b>1,647</b>     |
| <b>核 燃 料</b>               | <b>235,193</b>   | 渴 水 準 備 引 当 金                | 1,647            |
| 加 工 中 等 核 燃 料              | 235,193          |                              |                  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>     | <b>123,685</b>   | <b>負 債 合 計</b>               | <b>1,707,161</b> |
| 長 期 投 資                    | 57,104           | <b>株 主 資 本</b>               | <b>273,867</b>   |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産          | 17,265           | 資 本 金                        | 114,291          |
| 繰 延 税 金 資 産                | 40,840           | 資 本 剰 余 金                    | 47,348           |
| そ の 他                      | 14,160           | 利 益 剰 余 金                    | 130,094          |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方)            | △ 5,686          | 自 己 株 式                      | △ 17,867         |
| <b>流 動 資 産</b>             | <b>229,031</b>   | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>△ 1,219</b>   |
| 現 金 及 び 預 金                | 88,894           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 1,517            |
| 受 取 手 形, 売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 71,449           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | △ 2,736          |
| 棚 卸 資 産                    | 37,084           | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>13,069</b>    |
| そ の 他                      | 32,317           |                              |                  |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方)            | △ 714            | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>285,717</b>   |
| <b>合 計</b>                 | <b>1,992,879</b> | <b>合 計</b>                   | <b>1,992,879</b> |

## 連結損益計算書

2021年4月1日から  
2022年3月31日まで

| 費用の部               |                | 収益の部          |                |
|--------------------|----------------|---------------|----------------|
| 科 目                | 金 額            | 科 目           | 金 額            |
|                    | 百万円            |               | 百万円            |
| <b>営業費用</b>        | <b>638,443</b> | <b>営業収益</b>   | <b>663,414</b> |
| 電気事業営業費用           | 604,947        | 電気事業営業収益      | 625,497        |
| その他事業営業費用          | 33,496         | その他事業営業収益     | 37,916         |
| 営業利益               | ( 24,970)      |               |                |
| <b>営業外費用</b>       | <b>14,540</b>  | <b>営業外収益</b>  | <b>3,400</b>   |
| 支払利息               | 9,513          | 受取配当金         | 722            |
| 有価証券評価損            | 1,478          | 受取利息          | 20             |
| その他                | 3,548          | 持分法による投資利益    | 326            |
|                    |                | 物品売却益         | 722            |
|                    |                | その他           | 1,609          |
| <b>経常費用合計</b>      | <b>652,983</b> | <b>経常収益合計</b> | <b>666,814</b> |
| <b>経常利益</b>        | <b>13,830</b>  |               |                |
| 渴水準備金引当又は取崩し       | 116            |               |                |
| 渴水準備金引当            | 116            |               |                |
| <b>特別損失</b>        | <b>1,519</b>   |               |                |
| インバランス収支還元損失       | 1,519          |               |                |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> | <b>12,194</b>  |               |                |
| 法人税、住民税及び事業税       | 3,083          |               |                |
| 法人税等調整額            | 1,780          |               |                |
| <b>法人税等合計</b>      | <b>4,864</b>   |               |                |
| <b>当期純利益</b>       | <b>7,330</b>   |               |                |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    | 465            |               |                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    | 6,864          |               |                |

# 計算書類

## 貸借対照表

2022年3月31日現在

| 資産の部            |                  | 負債及び純資産の部      |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金額<br>百万円        | 科 目            | 金額<br>百万円        |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,639,074</b> | <b>固定負債</b>    | <b>1,337,714</b> |
| 電気事業固定資産        | 548,052          | 社債             | 710,000          |
| 水力発電設備          | 191,479          | 長期借入金          | 502,738          |
| 汽力発電設備          | 187,192          | 関係会社長期債務       | 900              |
| 原子力発電設備         | 149,027          | 退職給付引当金        | 13,603           |
| 内燃力発電設備         | 170              | 資産除去債務         | 108,388          |
| 新エネルギー等発電設備     | 1,734            | 雑固定負債          | 2,084            |
| 業務設備            | 16,173           | <b>流動負債</b>    | <b>279,094</b>   |
| 休止設備            | 1,936            | 1年以内に期限到来の固定負債 | 117,118          |
| 貸付設備            | 338              | 短期借入金          | 44,500           |
| 附帯事業固定資産        | 1,540            | 買掛金            | 50,055           |
| 事業外固定資産         | 413              | 未払金            | 6,554            |
| 固定資産仮勘定         | 163,058          | 未払費用           | 17,427           |
| 建設仮勘定           | 145,479          | 未払税金           | 3,862            |
| 除却仮勘定           | 122              | 預り金            | 702              |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 17,456           | 関係会社短期債務       | 25,301           |
| <b>核燃料</b>      | <b>235,193</b>   | 諸前受金           | 270              |
| 加工中等核燃料         | 235,193          | 雑流動負債          | 13,301           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>690,815</b>   | <b>引当金</b>     | <b>1,647</b>     |
| 長期投資            | 46,461           | 渴水準備引当金        | 1,647            |
| 関係会社長期投資        | 590,715          | <b>負債合計</b>    | <b>1,618,455</b> |
| 長期前払費用          | 15,269           | <b>株主資本</b>    | <b>230,557</b>   |
| 前払年金費用          | 7,925            | 資本金            | 114,291          |
| 繰延税金資産          | 31,573           | 本剰余金           | 41,476           |
| 貸倒引当金(貸方)       | △ 1,129          | その他資本剰余金       | 41,476           |
| <b>流動資産</b>     | <b>210,895</b>   | <b>利益剰余金</b>   | <b>92,656</b>    |
| 現金及び預金          | 71,742           | 利益準備金          | 2,552            |
| 売掛金             | 61,844           | その他利益剰余金       | 90,104           |
| 諸未収入金           | 11,847           | 特定災害防止準備金      | 139              |
| 貯蔵品             | 28,744           | 繰越利益剰余金        | 89,965           |
| 前払費用            | 891              | <b>自己株式</b>    | <b>△ 17,867</b>  |
| 関係会社短期債権        | 31,898           | 評価・換算差額等       | 957              |
| 雑流動資産           | 4,512            | その他有価証券評価差額金   | 957              |
| 貸倒引当金(貸方)       | △ 584            | <b>純資産合計</b>   | <b>231,514</b>   |
| <b>合計</b>       | <b>1,849,970</b> | <b>合計</b>      | <b>1,849,970</b> |

# 損益計算書

2021年4月1日から  
2022年3月31日まで

| 費用の部            |                | 収益の部            |                |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 科目              | 金額             | 科目              | 金額             |
|                 | 百万円            |                 | 百万円            |
| <b>営業費用</b>     | <b>579,094</b> | <b>営業収益</b>     | <b>597,934</b> |
| 電気事業営業費用        | 577,111        | 電気事業営業収益        | 596,580        |
| 水力発電費           | 18,672         | 電灯料             | 209,041        |
| 汽力発電費           | 211,701        | 電力料             | 249,650        |
| 原子力発電費          | 57,787         | 他社販売電力料         | 126,905        |
| 内燃力発電費          | 113            | 賠償負担金相当収益       | 1,231          |
| 新エネルギー等発電費      | 2,136          | 電気事業雑収益         | 9,731          |
| 他社購入電力料         | 82,987         | 貸付設備収益          | 20             |
| 販売設備費           | 16,390         |                 |                |
| 休止設備費           | 325            |                 |                |
| 貸付設備費           | 5              |                 |                |
| 一般管理費           | 31,181         |                 |                |
| 接続供給託送料         | 151,637        |                 |                |
| 事業税             | 4,177          |                 |                |
| 電力費振替勘定(貸方)     | △ 4            |                 |                |
| <b>附帯事業営業費用</b> | <b>1,982</b>   | <b>附帯事業営業収益</b> | <b>1,354</b>   |
| 住宅電化設備貸事業営業費用   | 139            | 住宅電化設備貸事業営業収益   | 173            |
| 不動産賃貸事業営業費用     | 27             | 不動産賃貸事業営業収益     | 101            |
| ガス供給事業営業費用      | 1,615          | ガス供給事業営業収益      | 846            |
| エネルギーサービス事業営業費用 | 200            | エネルギーサービス事業営業収益 | 232            |
| 営業利益            | ( 18,840)      |                 |                |
| <b>営業外費用</b>    | <b>14,225</b>  | <b>営業外収益</b>    | <b>7,384</b>   |
| 財務費用            | 9,729          | 財務収益            | 5,879          |
| 支払利息            | 9,483          | 受取配当金           | 2,175          |
| 社債発行費           | 245            | 受取利息            | 3,703          |
| 事業外費用           | 4,496          | 事業外収益           | 1,505          |
| 固定資産売却損失        | 1              | 固定資産売却益         | 174            |
| 雑損              | 4,494          | 雑収益             | 1,331          |
| <b>当期経常費用合計</b> | <b>593,319</b> | <b>当期経常収益合計</b> | <b>605,319</b> |
| <b>当期経常利益</b>   | <b>12,000</b>  |                 |                |
| 濁水準備金引当又は取崩し    | 116            |                 |                |
| 濁水準備金引当         | 116            |                 |                |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>11,883</b>  |                 |                |
| 法人税等            | 2,425          |                 |                |
| 法人税等            | 3,057          |                 |                |
| 法人税等調整額         | △ 632          |                 |                |
| <b>当期純利益</b>    | <b>9,458</b>   |                 |                |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・  
計算書類

監査報告書

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

北海道電力株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 照内 | 貴  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 春日 | 淳志 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 藤森 | 允浩 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

北海道電力株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 照内 貴  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 春日 淳志 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 藤森 允浩 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、計画、職務の分担等に従い、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を調査いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、泊発電所の安全対策の取組みについて、新規制基準への対応も含め、引き続き確認してまいります。

2022年5月18日

北海道電力株式会社 監査役会

|            |       |     |   |
|------------|-------|-----|---|
| 常任監査役 (常勤) | 秋 田 耕 | 児 浩 | ④ |
| 常任監査役 (常勤) | 大 野   | 淳   | ④ |
| 監 査 役      | 長谷川   | 教 子 | ④ |
| 監 査 役      | 成 田   | 内 巖 | ④ |

(注) 監査役 長谷川淳、監査役 成田教子及び監査役 竹内 巖は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内

会場

札幌市中央区大通西8丁目1番地  
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

— 会場付近略図 —



- 1 地下鉄 大通駅（1番出口）より…………… 徒歩約5分  
西11丁目駅（3番出口）より…………… 徒歩約5分  
市電 西8丁目停留場より…………… 徒歩約2分
- 2 会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

UD  
FONT

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきますので、予めご了承ください。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。詳細については、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合についても下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

[https://www.hepc.co.jp/corporate/ir/stock\\_info/stock\\_info-04.html](https://www.hepc.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html)

◎書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使いただけます。